

平成二十八年十月二十一日受領
答 弁 第 五 四 号

内閣衆質一九二第五四号

平成二十八年十月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出政府のいう「指摘は当たらない」という見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出政府のいう「指摘は当たらない」という見解に関する質問に対する答弁書
一から三までについて

本年九月二十七日の衆議院議院運営委員会理事会において、同月二十六日の安倍内閣総理大臣の所信表明演説中に大島衆議院議長から着席を求める注意がなされたことに関する議論があつたことについて、高木衆議院議院運営委員会理事から萩生田内閣官房副長官に対して伝えられた後、速やかに萩生田内閣官房副長官から安倍内閣総理大臣に対して伝えられている。

四から七までについて

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十八年十月七日内閣衆質一九二第二二号）一、三及び四についてでお答えしたとおりである。いずれにしても、政府としては、引き続き国会に対し誠実に対応してまいりたい。